



# 大津・南部の農業

発行

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課 草津市草津三丁目14-75

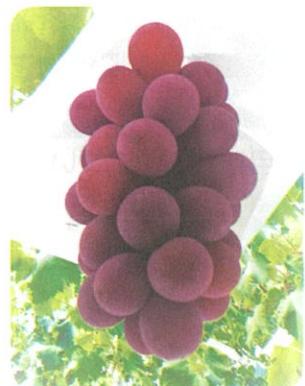
- TEL 077-567-5421~5423 ●FAX 077-562-8144 ●メールアドレス ga35@pref.shiga.lg.jp
- <https://www.facebook.com/facetoagri.o.n> ●発行責任者 森 真里

この印刷物は古紙パルプを配合しています

## 未来につなぐ もりやまフルーツランド



「もりやま梨」



「もりやまこばまブドウ」

(左)守山市北部湖岸沿いに広がる梨園。奥には琵琶湖、比良山系を望む。(当所ドローンによる撮影)

守山市北部の湖岸沿いにある「もりやまフルーツランド」では、毎年8月～10月頃にさづかわ果樹生産組合とこばま野洲川地区生産組合の生産者で作られた「もりやま梨」、「もりやまこばまブドウ」が販売されています。この度、『憩い×集い×体験×感動』をコンセプトに新たな産地づくりに協力したいと名乗りを上げる企業が現れ、新会社を設立して同産地内で栽培を開始されることとなりました。高齢化で栽培面積を縮小する生産者から、大切な園地が引き継がれ、令和6年には、ナシとブドウを合わせて産地全体のおおよそ半分となる5haを超える規模を担うと期待されています。ナシでは、新有望品種「香麗」や「凜夏」、「あきづき」が県内初の新技術「ナシ樹体ジョイント仕立て」を用いて導入される見込みです。

今後、フルーツランドを核とした観光果樹園化も計画されており、産地の魅力を広く発信するため、5月1日～2日に「琵琶湖もりやまフルーツランドマルシェ」が開催され、新たな一步を踏み出されました。

未来に向け、企業と農業者とが連携して変わり始めた「もりやまフルーツランド」の今後にご期待ください。

## 種苗法の改正について～自家増殖の許諾化～

『種苗法』は、農産物の品種、および品種の育成者の権利を守るために作られた法律で、『品種登録』された品種を無断で栽培・販売することを規制する制度です。近年、国内の登録品種が無断で海外へと流出している深刻な状況から、品種の保護強化のため、昨年(令和2年)12月に法改正が行われました。

今回変更された項目の一つに『自家増殖』の許諾の義務化があります。種苗法ではこれまで、登録品種の『増殖』については許諾が必要であると定めていました。この『増殖』とは、農業者や種苗業者・団体が、種苗を生産する目的で購入・入手した種苗から、新たな種子や苗を生産することを指します。一方、『自家増殖』は、果実や芋など、収穫物を得る目的で入手した苗から、新たな種子や苗を生産し使用することを指します。これまで『自家増殖』については特に制限がありませんでしたが、今回の改正に伴い、**令和4年4月より、『自家増殖』を行う際にも許諾を受けることが必要になります**のでご注意ください。

### 『自家増殖』の考え方(例:イチゴ)

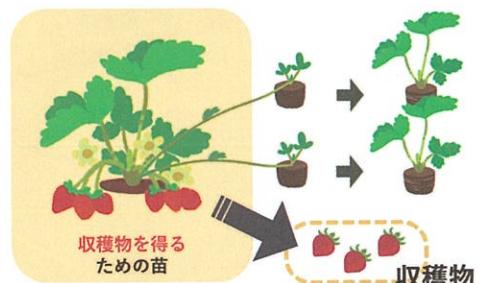
#### 増殖

従来より許諾が必要



#### 自家増殖

以下のような育苗を行った場合、新たに令和4年4月より許諾が必要



## 『しがの農業みらい条例』が施行されました!

令和3年4月1日に、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」(愛称:しがの農業みらい条例)が施行されました。

この条例では、持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることを目的に、「生産力の向上」と「環境保全対策」を柱として、県の行う施策の基本となる事項を定めています。

具体的には、スマート農業等の革新的技術の調査研究と普及、新たな需要を開拓する品種の育成、主要農作物(水稻、麦類、大豆)の種子の安定的な生産と供給、農業系廃プラスチックの排出抑制にかかる啓発等を盛り込んでいます。

この条例を礎として、滋賀県のすべての農業者が、意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境づくりに向けて、農業者、農業団体や県民の皆さんとともに、滋賀の農業の「みらい」のために取り組みを進めていきます。



## 中日農業賞 農林水産大臣賞 (株)きたなかふあーむ 北中 良幸さん

野洲市で(株)きたなかふあーむを経営されている北中良幸さんが第80回中日農業賞農林水産大臣賞を受賞されました。北中さんはハウス44棟、約2.8haでキュウリを中心に栽培されており、全国でも有数の面積規模を誇っています。

受賞理由として高い収益性を上げていることに加え、外国人研修生や障がい者、ひきこもりの方などを雇用することで多様性のある職場作りを実現していることが評価されました。北中さんは「今までの会社の経営方針や社会貢献が認められ、とてもうれしく思う。農業の魅力を発信するべくステップアップしていきたい。」と話されています。



## 新たに認定された指導農業士の紹介 野洲市 岩崎 良男さん

指導農業士制度とは、担い手の育成、農業振興のリーダーとして活躍していただく農業者を市長の推薦により、知事が認定する制度です。今年度は新たに1名が認定され、管内の指導農業士は総勢18名となりました。



岩崎さんは、野洲市で(株)マークファームの取締役として水稻、小麦、大豆および露地ニンニクを生産されています。

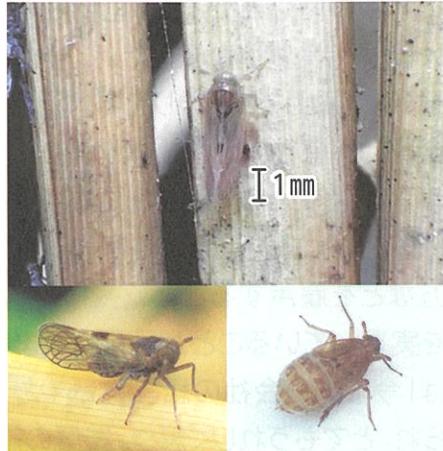
稻作中心の経営から複合経営への転換を進め、高収益作物の導入やそれらを活用した加工にも挑戦するなど、地域の先導役を担われています。また、滋賀県稻作経営者会議や野洲市中主地区稻作経営者会に所属し、地域農業の発展にも尽力されています。

# トビイロウンカによる坪枯れ被害に注意!!

昨年、本県において水稻の中生・晚生品種を中心にトビイロウンカ(以下、本虫(右上写真))による坪枯れ被害(右下写真)が多く発生しました。大切な農作物を守るためにも、本虫の生態を把握し、被害を抑えましょう!

## ●トビイロウンカとは?

体長約4~5mmで、褐色をしており、長翅型(翅が長く、移動能力が高い)と短翅型(翅が短いが、繁殖能力が高い)の2種類があります。坪枯れは長翅型が梅雨期にジェット気流に乗って中国大陸から日本に飛来・繁殖し、短翅型の成虫・幼虫が稻の株元で増殖、吸汁することで発生します。



## ●防除方法について

- ①薬剤散布: 本田における薬剤散布では時期と散布方法が重要です。本虫が卵及び成虫の時は薬剤の効果が劣ることから、**幼虫時に薬剤を散布します**。例えば、6月下旬頃に本虫が飛来した場合には、およそ8月上旬又は9月上旬が幼虫の時期であり防除適期となります。また、その時期、本虫(幼虫)は株元に多く見られることから、**農薬使用が可能な収穫前日数を確認し、株元にしっかりと薬剤散布することがポイントです**(様々な薬剤がありますが、収穫7日前まで使用できる薬剤も登録されています。)。
- ②早期刈り取り: 薬剤散布ができない場合は収穫適期の範囲内で早めに収穫することが被害軽減には重要です。



坪枯れほ場の様子

本虫は日本で越冬できないため、毎年被害が多発するとは限りませんが、本県の病害虫防除所から毎年発信される病害虫発生予報を確認し、本虫の発生が多い又は早い場合にはほ場で坪枯れの前兆である黄化症状が発生していないか、本虫が株元にいないかなど確認し、必要に応じて防除を行いましょう。

## ～あなたも滋賀県立農業大学校養成科で学んでみませんか～

- ◆修業年限: 2年(募集定員30名、所在地 近江八幡市安土町大中503)
  - ◆専攻コース: 水田農業、茶、施設園芸、果樹、畜産
  - ◆応募資格: 高等学校卒業者および令和4年3月卒業見込みの者、またはこれと同等以上の学力を有すると農業大学校長が認めた者
  - ◆願書受付期間: 推薦 令和3年10月 8日(金)~10月20日(水)まで  
一般 令和3年11月26日(金)~12月 7日(火)まで
- ※詳しくは農業大学校(0748-46-2551)または当課までお問い合わせください。